

関東信越税理士会 熊谷支部4月例会次第

日時 平成29年4月11日(火)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 3月24日(火)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 3月24日(火)	確定申告期慰労会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 3月29日(水)	青色申告会反省会	於	ふぁーマーズほうすあーく
(4) 4月3日(月)	正副支部長会・署との協議会	於	熊谷税務署
(5) 4月3日(月)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(6) 4月3日(月)	ミサワホームとの地域業務推進協議会	於	キングアンバサダーホテル
(7) 4月5日(水)	本会第1回支部長会	於	パレスホテル大宮
(8) 4月10日(月)	県連常務理事会	於	パレスホテル大宮

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 4月11日(火)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 支部研修会

日時 4月11日(火)午前10時45分～12時45分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 平成29年度税制改正

講師 本庄支部 松本純一先生

(3) 女性部会

日時 4月11日(火)例会終了後

場所 ホテルガーデンパレス

(4) ソフトボール部 熊谷税務署との練習試合

日時 4月15日(土)正午～午後5時00分

場所 白草台運動公園

(5) 福祉共済部会

日時 4月17日(月)午後6時00分～

場所 支部事務局

(6) 広報部会

日時 4月18日(火)午後6時00分～

場所 支部事務局

(7) 青年部会

日時 4月19日(水)午後6時00分～

場所 支部事務局

(8) 本会支部長スクーリング

日時 4月21日(金)

場所 パレスホテル大宮

(9) 埼玉司法書士会熊谷支部定期総会

日時 4月21日(金)午後6時00分～

場所 キングアンバサダーホテル

(10) 業務対策部会

日時 4月24日(月)午後6時00分～

場所 支部事務局

(11) 総務部会

日時 4月25日(火)午後6時00分～

場所 支部事務局

(12) 正副支部長・署との協議会

日時 4月26日(水)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

- (13) 正副支部長・地域長会議
日時 4月26日(水)午後4時45分～
場所 支部事務局部長
- (14) 研修部会
日時 4月26日(水)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (15) 税務支援対策部会
日時 4月27日(木)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (16) 埼玉県社会保険労務士会熊谷支部通常総会
日時 4月28日(金)午後3時00分～
場所 マロウドイン熊谷
- (17) 情報システム部会
日時 4月28日(金)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (18) 熊谷法人会深谷支部報告会
日時 5月8日(月)午後6時00分～
場所 新楽
- (19) 支部監事監査会
日時 5月9日(火)午後3時00分～4時00分
場所 支部事務局
- (20) 予算編成会議
日時 5月9日(火)午後4時00分～
場所 支部事務局
- (21) 顧問相談役会
日時 5月9日(火)午後5時30分～
場所 いづみ寿司
- (22) 調査研究部会
日時 5月17日(水)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (23) 支部第1回理事会
日時 5月19日(金)午後3時00分～
場所 日本政策金融公庫
- (24) 熊谷税務署管内青色申告会連合会通常総会
日時 6月8日(木)午後4時00分～
場所 マロウドイン熊谷

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

経理部より

5月9日(火)の例会時に平成29年度分親和会費を収集します。
例会欠席の場合は下記にお振込み下さい。(〒6,000)

埼玉縣信用金庫 本店営業部 普通預金 3933201
関東信越税理士会熊谷支部親和会 寺山智久

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

退会

荻野八郎会員(平成29年3月31日 業務廃止)

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 5月9日(火) 午前9時30分～ 支部例会
バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 5月9日(火)
内容 「遺言について」
講師 熊谷公証役場 公証人 田中進先生
単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年4月11日現在)

5月例会	5月 9日(火)	午前9時30分～
6月例会	6月15日(木)	午後1時20分～
8月例会	8月 7日(月)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

関東信越税理士会熊谷支部役員名簿

平成29年4月1日 現在

役職名	氏名	分掌	住所	TEL
支部長	寺山智久	登録調査委員	366-0042 深谷市東方 2-25-7	571-2821
副支部長	油井豊仁	網紀・調査・電子・北部	360-0015 熊谷市肥塚 477-4	525-3873
	神田福男	会報・税対・租推・中央	360-0231 熊谷市飯塚 1582	577-8218
	中澤一雄	経理・公益・深谷・大里	369-1201 寄居町用土 5441-12	594-8050
	清水茂昭	総務・広報・情報・東部	360-0012 熊谷市上之 3108-5	523-3300
	藤野佳子	業務・福祉共済・女性・南部	360-0036 熊谷市桜木町 2-35	522-1831
	福島泰彦	制度・研修・青年・西部	360-0847 熊谷市籠原南 1-113-3	580-6471
理事	渡辺 実	本会常務理事・県連常務理事	360-0042 熊谷市本町 2-136	521-5351
	中村敏行	本会理事・県連副会長	366-0822 深谷市仲町 7-21	572-4564
	中野敦夫	県連常務理事	366-0824 深谷市西島町 2-13-11	571-2332
	水野敦史	総務部長	360-0111 熊谷市押切 2562-3	536-5658
	森田正男	業務対策部長	360-0032 熊谷市中央 1-77	521-0437
	渡辺 保	経理部長	360-0042 熊谷市本町 2-136	521-5350
	根岸文男	網紀監察部長	366-0035 深谷市原郷 2102	572-5901
	林 正浩	会報部長	360-0122 熊谷市小泉 863-2	536-4982
	高岡 洋	制度部長	366-0801 深谷市上野台 3380-5	571-8981
	長谷部好一	税務支援対策部長・西部地区委員長	360-0816 熊谷市石原 1262-6	525-3843
	吉田貴之	調査研究部長	360-0014 熊谷市箱田 2-2-8	521-0334
	中村武司	研修部長	360-0041 熊谷市上上条 1007-3	594-6858
	小林賢一郎	広報部長・大里地区委員長	369-0201 深谷市岡 2596	585-2527
	福島繁夫	青年部長	366-0802 深谷市桜ヶ丘 220	571-8242
	須永栄子	女性部長	360-0015 熊谷市肥塚 887-6	526-5874
	前島義徳	情報システム部長	360-0001 熊谷市上中条 1017	523-6436
	栗林昭人	福祉共済部長・北部地区委員長	360-0803 熊谷市柿沼 726-7-	577-5875
	蛭川高鋭	公益活動対策部長	360-0033 熊谷市曙町 3-62-1	525-0685
	森戸 裕	租税教育推進部長・南部地区委員長	360-0033 熊谷市曙町 5-25	529-7618
	村田克也	電子申告推進特別委員長	360-0022 熊谷市戸出 262-3	501-5001
	大久保秀彦	会報副部長	360-0001 熊谷市上中条 1007-3	0493-39-0555
	桜澤 敦	東部地区委員長	360-0012 熊谷市上之 2068	525-3500
	納見 宏	中央地区委員長	360-0814 熊谷市桜町 2-2-11	524-0057
神山隆夫	深谷地区委員長	366-0041 深谷市東方 3390-3	532-8555	
相馬広明	国保組合	369-1203 寄居町寄居 370-5	581-3623	
土屋政信	政治連盟	366-0823 深谷市本住町 10-6	571-1173	
中村文男	政治連盟	366-0801 深谷市上野台 205	571-2540	
山崎浩成	地域長	360-0012 熊谷市上之 2127-3	529-7220	
曾根和也		360-0815 熊谷市本石 1-269	523-9814	
小島周二		360-0853 熊谷市玉井 2132-13	533-2847	
監事	内田守一		366-0026 深谷市稻荷町 1-9-46	572-5110
	橋本泰久		360-0018 熊谷市中央 1-206	580-3840

南部地区 23名

地区委員長 森戸 裕

氏名	住所	電話番号	FAX番号
伊東修二	熊谷市榎町11 IASビル	525-8118	525-6116
伊藤新吾	// 石原2038-16	521-6304	525-5304
大山 進	// 見晴町241	525-3571	525-3572
大山 亨	// 見晴町241	525-3571	525-3572
大久保秀彦	// 津田1188	0493-39-0555	0493-39-0555
岡田 正	// 宮前町1-147 島野ビル2F	520-2780	520-2781
金井千尋	// 村岡399-5 ダイヤパレスリバーコート325	539-0556	539-0558
川田 茂	// 榎町259	507-3186	507-3186
木村和吉	// 宮本町77-1 セントラルハイツ210	527-0714	577-6606
小山浩志	// 榎町145 EAST GARDEN 3F	507-1264	507-1264
林 法政	// 小泉863-2	536-4982	536-6220
林 正浩	// 小泉863-2	536-4982	536-6220
原 靖	// 河原町2-212	527-3276	527-3168
蛭川俊也	// 曙町3-62-1	507-1264	522-5941
蛭川高鋭	// 曙町3-62-1	525-0685	522-5941
藤野佳子	// 桜木町2-35	522-1831	523-9172
藤野廣治	// 桜木町2-35	522-1831	523-9172
水野利男	// 押切2562-3	536-5658	536-5901
水野敦史	// 押切2562-3	536-5658	536-5901
森戸 裕	// 曙町5-25 熊谷社会文化会館4F	529-7618	529-7618
安原 猛	// 榎町125	522-0443	522-0443
横室英雄	// 河原町1-91	523-0575	523-0575
吉田福一	// 村岡399-5 ダイヤパレスリバーコート102	536-1136	577-8208

北部地区 32名

地区委員長

栗林昭人

氏名	住所	電話番号	FAX番号
姉崎正一	熊谷市上川上577-1	529-7480	529-7481
井田幸子	// 弥藤吾1483-1	588-0572	501-5724
大島孝夫	// 箱田7-5-13	521-6041	521-6816
金谷初雄	// 永井太田1271	588-2087	588-2087
亀村昌雄	// 箱田6-12-11	523-7169	523-6790
神田福男	// 飯塚1582	577-8218	588-2545
木本英男	// 中央3-108	525-7188	525-5190
栗林昭人	// 柿沼726-7	577-5875	577-5876
小林拓人	// 中央1-77	521-0437	522-1191
櫻井富美子	// 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
澤田勝利	// 妻沼東3-78-1	589-0987	589-0987
鈴木雄一	// 柿沼847-22	525-3738	507-9445
須永栄子	// 肥塚887-6	526-5874	523-7525
戸井田浩	// 西野534-4	588-2751	588-7160
戸井田利夫	// 上根613	567-3210	567-3210
富井晴夫	// 上川上577-1	529-7480	529-7481
長澤久雄	// 中西1-7-1	522-1866	524-5188
中村武司	// 上中条1007-3	594-6858	594-6857
萩原直幸	// 中央1-77	521-0437	522-1191
橋本泰久	// 中央1-206	580-3840	580-3841
藤井一雄	// 下奈良67-4	522-3329	522-3329
堀越雄司	// 弥藤吾48 昭和ビル3F	588-1229	588-6158
前嶋修身	// 中央1-218	526-0811	524-8522
前島義邦	// 上中条1017	523-6436	523-6830
前島義徳	// 上中条1017	523-6436	523-6830
増田俊樹	// 中央1-77	521-0437	522-1191
峯岸克俊	// 永井太田1066	588-1729	588-1729
森田正男	// 中央1-77	521-0437	522-1191
山川宏之	// 肥塚887-6	526-5874	523-7525
油井豊仁	// 肥塚477-4	525-3873	525-3873
吉田嘉高	// 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
吉田貴之	// 箱田2-2-8	521-0334	521-4506

深谷地区 34名

地区委員長

神山隆夫

氏名	住所	電話番号	FAX番号
相原信夫	深谷市天神町2-50	572-3489	573-1345
秋池正江	〃 宿根499-2	598-8260	598-8261
内田守一	〃 稻荷町1-9-46	572-5110	573-7328
大久保匡志	〃 稻荷町2-14-5	598-3522	598-3523
荻野正博	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻原利彦	〃 蓮沼854-13	571-6568	571-6568
笠原行男	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
金子良光	〃 中瀬825-2	587-2971	587-2971
神山隆夫	〃 東方3390-3	532-8555	050-3730-4438
木藤久丹江	〃 西島町5-13-5	573-5045	551-5556
黒須克仁	〃 上柴町東5-15-20 関口ビル2F	575-5755	575-5733
小暮隆史	〃 中瀬112	587-2416	587-2254
小林幹夫	〃 西島町3-4-9	578-8640	578-8641
高岡 洋	〃 上野台3380-5	571-8981	571-9360
高橋 鐵	〃 上柴町西4-17-3	571-4619	571-8158
武田 哲	〃 稻荷町1-9-46	572-5110	573-7328
武田匡哉	〃 稻荷町1-9-46	572-5110	573-7328
土屋政信	〃 本住町10-6	571-1173	574-1479
角田房司	〃 稻荷町1-2-4	571-3434	571-3434
寺山智久	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
富岡宏之	〃 国済寺620-3	572-1370	572-1370
中澤仁之	〃 稻荷町2-4-38	580-4114	580-4115
中野敦夫	〃 西島町2-13-11	571-2332	571-0867
中村文男	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村敏行	〃 仲町7-21	572-4564	573-5710
西尾裕之	〃 上野台189-3 三宅アパート3号棟	594-9793	594-9794
根岸文男	〃 原郷2102	572-5901	572-5901
灰野耕二	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
萩原 篤	〃 田所町13-30	573-0025	573-0026
濱野高志	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
福島 昭	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994
福島繁夫	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994

本田 章	〃 東方3768-2	507-6463	507-6463
横村又彦	〃 樞合371	571-2035	571-3149

大里地区 10名

地区委員長 小林賢一郎

氏名	住所	電話番号	FAX番号
新井政雄	深谷市武蔵野2277-1	584-6488	584-6501
兼子重雄	寄居町大字寄居149-10	507-1442	507-1442
相馬広明	〃 大字寄居370-5	581-3623	580-1204
中澤一雄	〃 大字用土5441-12	594-8050	594-8026
橋本則彦	〃 寄居1238-4	586-1556	586-1561
小林喜一郎	深谷市岡2596	585-2527	585-1125
小林賢一郎	〃 岡2596	585-2527	585-1125
南 絹代	〃 岡1895-1	585-0155	585-0155
山本文子	寄居町赤浜773-1	582-3115	582-3314
吉橋 徹	〃 寄居1456-12	594-7109	594-7119

準会員 3名

氏名	住所	電話番号	FAX番号
飯島寛祐	東京都立川市柴崎町3-10-10	042-525-4584	042-525-7850
大久保毅	行田市長野2-29-33	048-556-6195	048-553-0171
松島宏明	群馬県桐生市相生町2-525-23	0277-55-0207	0277-55-0209

税理士法人

税理士法人名	税理士	電話番号	FAX番号
税理士法人第一経営熊谷事務所	柿沼和歌枝 瀧山英太	533-8354	533-8336
税理士法人けやきパートナーズ熊谷支社	岡田 正	520-2780	520-2781
MMG税理士法人	本塚雄一郎	522-1857	521-7007
税理士法人武田事務所	武田 哲 内田守一 武田匡哉	572-5110	573-7328
税理士法人せいえん事務所	笠原行男	594-7791	594-7784
税理士法人東京さくら会計事務所	橋本直樹	528-6630	528-6604
税理士法人西田経理事務所	西田政隆	522-1402	525-8035
税理士法人T&S灰野税理士事務所	灰野耕二	572-0883	573-0705
PDC税理士法人	萩原直幸 小林拓人 増田俊樹 森田正男	521-0437	522-1191
吉田・櫻井税理士法人	吉田嘉高 吉田貴之 櫻井富美子	521-0334	521-4506
税理士法人曾根会計事務所	曾根和也	523-9814	522-7953
税理士法人大久保会計熊谷事務所	大久保秀彦	0493-39-0555	0493-39-0555
エヌケイ税理士法人	能見孟俊	524-7272	524-7273
辻・本郷税理士法人 深谷支部	高橋 鐵	571-4619	571-8158
税理士法人前嶋事務所	前嶋修身	526-0811	524-8522
税理士法人IKG	飯島賢二 中村尚和	528-2192	528-2193

支部会員 158名 準会員 3名 税理士法人 16 (25名)

熊谷支部事務局〒360-0041熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203
TEL521-3312 FAX521-9612

税理士会熊谷支部分掌機関所屬及び派遣税理士名簿

平成29年4月1日

(敬称略五十音順)

機関	総務部	業務対策部	経理部	綱紀監察部	会報部	制度部	税務支援対策部	調査研究部	
部長	水野敦史	森田正男	渡辺 保	根岸文男	林 正浩	高岡 洋	長谷部好一	吉田 貴之	
副部長	中村文男 森戸 裕	増田俊樹	中澤仁之	前山信一	大久保秀彦	小林拓人	小林賢一郎	森田正男	
部	新井重道 伊藤新吾 金井千尋 澤田勝利 嶋田洋一 高橋 敏 武田匡哉 富井晴昭 富田秀昭 灰野耕二 藤野廣治 堀野富士夫 吉田福一	相原信夫 秋池正江 木藤久丹江 小島周二 鈴木 昇 能見孟俊 堀越雄司 綿代 南		木本英男 田代充雄 中村敏行 福島 昭 本塚雄一郎 吉田嘉高 吉渡 実	大島孝夫 岡田 正 高橋勲二 長澤久雄 萩原直幸 萩原義邦 前	足立憲夫 新井政雄 石川利吉 市原忠男 大谷 廣安 大井則彦 櫻根和也 曾根泰三 高橋泰信 野本久夫 橋本久好 陸名 久	大山 進 岡本祐一 狹原利彦 兼子重雄 神山隆夫 川田 茂 小暮隆史 小林 勇 小林幹夫 小山浩志 鈴木雄一 瀧山英利 戸井岡宏 富岡尚和 中野敦夫 中野敦夫 納昆 宏 橋本直樹 橋本則彦 橋本 章	松本一良 峯岸克俊	石井喜浩 岩井恒夫 小野博行 亀村昌雄 木村和吉 小林喜一郎 土屋政信 中村文男 西尾裕之 蛭川俊也 山川宏之 横室英雄 渡邊慶二 渡辺雅江
委員名									
部員数	16	10	2	9	8	14	24	16	
担当副支部長	清水茂昭	藤野佳子	中澤一雄	油井豊仁	神田福男	福島泰彦	神田福男	油井豊仁	

機関	青年部	女性部	研修部	広報部	情報システム部	福祉共済部	公益活動対策部	租税教育推進部	電子申告推進 特別委員会
部長	福島繁夫	須永栄子	中村武司	小林賢一郎	前島義徳	栗林昭人	蛭川高鋭	森戸 裕	村田克也
副部長	村田克也	秋池正江	前島義徳	長谷部好一	中村武司	林 正浩	中澤仁之	蛭川高鋭	福島繁夫
部	大久保秀彦 栗林昭人 小林賢一郎 桜澤 敦 清水一宏 武田匡哉 中澤仁之 中村尚和 西尾裕之 橋本直樹 長谷部好一 林 正浩 前島義徳 水野教史	井田幸子 柿沼和歌枝 金井千尋 木藤久丹江 櫻井富美子 染谷芙美子 藤野佳子 南 絹代 山本文子 渡辺雅江	井田幸子 荻野正博 柿沼和歌枝 椎沢邦夫 清水一宏 染谷芙美子 戸井田浩 長谷部信行 藤井一雄 水野利男	桜澤 敦 黒須克仁 柴崎 健 清水 武 西田政隆 武藤伸悟 安原 猛 横村メ彦	姉崎正一 小野澤克則 笠原行男 小島久幸 山崎浩成 吉橋 徹	伊東修二 内田守一 櫻井富美子 須永栄子 竹村宗一 山本文子	飯島賢二 石澤利一 江森 武 相馬 明 曾根邦夫 武田 哲 角田房司 橋本泰久 林 法政 前嶋修身	大谷宏一 金谷初雄 原 靖	大久保匡志 金子良光 木島重雄 萩原 篤 濱野高志
委員 会 名									
部員数	16	12	12	10	8	8	12	5	7
当副支部長	福島泰彦	藤野佳子	福島泰彦	清水茂昭	清水茂昭	藤野佳子	中澤一雄	神田福男	油井豊仁

顧問	
吉田嘉高 福島昭	
相談役	
田代充雄 本塚雄一郎 木本英男 渡辺 実 中村敏行	
監事	
内田守一 橋本泰久	

商工会議所 商工会	
熊谷 深谷 妻沼 寄居 岡部 川本 大里 江南里 豊園 花園	吉田福一 神山隆夫 戸井田浩 橋本則彦 小林賢一郎 堀野富士夫 林 法政 水野利男 小暮隆史 新井政雄
市民相談室	
熊谷	戸井田利夫
武蔵野銀行	
熊谷	鈴木雄一

//

平成29年4月11日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺 山 智 久
副支部長 福 島 泰 彦
研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修 平成29年度支部研修会のご案内

拝啓 春まさにたけなわな今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成29年5月9日(火) 午前10時45分～12時45分(例会終了後)
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「遺言について」
講師 熊谷公証役場 公証人 田中 進先生
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位

資料準備の為、4月24日(月)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成29年5月9日の支部研修会出席人数は

.....

会 員	名	事 務 所 職 員	名	合 計	名
-----	---	-----------	---	-----	---

.....

会 員 事 務 所 名

.....

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
29. 5. 18 (木)	前山信一	
29. 5. 22 (月)	松本一良	
29. 5. 25 (木)	村田克也	
29. 5. 29 (月)	山崎浩成	
29. 6. 1 (木)	大谷宏一	
29. 6. 5 (月)	小野澤克則	
29. 6. 8 (木)	柿沼和歌枝	
29. 6. 12 (月)	小島周二	
29. 6. 19 (月)	清水一宏	
29. 6. 22 (木)	柴崎 健	
29. 6. 26 (月)	瀧山英太	
29. 6. 29 (木)	富田秀昭	
29. 7. 3 (月)	長谷部好一	
29. 7. 6 (木)	大山 亨	
29. 7. 10 (月)	大久保秀彦	
29. 7. 13 (木)	金井千尋	
29. 7. 20 (木)	川田 茂	
29. 7. 24 (月)	木村和吉	
29. 7. 27 (木)	小山浩志	
29. 7. 31 (月)	林 正浩	
29. 8. 3 (木)	原 靖	
29. 8. 10 (木)	蛭川高鋭	
29. 8. 21 (月)	水野敦史	
29. 8. 24 (木)	森戸 裕	
29. 8. 28 (月)	吉田福一	
29. 8. 31 (木)	姉崎正一	
29. 9. 4 (月)	大島孝夫	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

埼玉県税理士協同組合のご案内

1 組合員たる資格

- (1) 税理士業務を行う事業者であること。本組合の地区内に事業場を有すること。
- (2) 出資金 2口 (10,000円を全額一時払い)

2 賛助会員たる資格

- (1) 関東信越税理士会会則第6条第2項第2号(社員税理士)及び会則第6条第2項第3号(所属税理士)に該当するもの。
- (2) 保証金 1口 (10,000円を全額一時払い)

3 組合事業

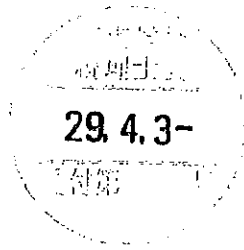
購買事業	全国税理士共栄会事業
◇図書 ◇領収書、税理士用箋、業務処理簿 ◇各種提携企業取扱商品、サービス斡旋	I 全税共事業を支える二本柱 (1) VIP大型総合保障制度 充実したプランで事業者を応援 ①経営者大型保険(集団扱定期保険) ②経営者保険総合プラン ③経営者スーパープラン ④団体所得補償保険 (2) 全税共年金 少子高齢化時代の公的年金を補完 (3) その他 ホールインワン100万円保険等
福利厚生事業 ◇小規模企業共済、中小企業倒産防止共済 あんしん財団 ◇見舞金、弔慰金制度 ◇ゴルフ、野球、ソフトボール、テニス、囲碁 将棋大会等レクリエーション活動に対する助成	
金融事業	福祉共済事業
◇りそなVISAコーポレートゴールドカード<MINE> ◇りそなVISA法人ゴールドカード ◇顧問料自動振替制度	◇日本税協連・関税協の扱う共済制度 に関する事項 (1) 生命共済制度(日税協) (2) 総合事業保障プラン(関税協) (3) グループ保険共済制度(関税協)
教育情報事業	
◇教育情報資料の提供 ◇路線価図・評価倍率表 ◇各種研修、講演会の実施	

埼税協は組合員である税理士の経済的基盤の確立と税理士業界の発展を念願して昭和41年12月に設立されました。

埼玉県税理士協同組合
埼玉県税理士共栄会

事務局 さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館
TEL 048-665-3111 FAX 048-665-3888

団結と協調により埼税協を発展させよう！！



日連 28 第 1523 号
(業 1 第 104 号)
平成 29 年 3 月 31 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
<公印省略>

国税関係手続の簡素化に係る措置の周知について (依頼)

国税庁から、平成 29 年度税制改正において納税環境整備の一環として講じられた「法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略」及び「異動届出書等の提出先のワンストップ化」の手続簡素化措置について、別紙のとおり周知依頼があり、日税連ホームページに情報を掲載するとともに、会報「税理士界」4月号に記事を掲載する予定です。

つきましては、貴会におかれましても、ホームページ・会報等により貴会会員に周知くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

<参考>

国税庁ホームページ

「法人設立届出書等について、手続が簡素化されました」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h29/kansoka/index.htm>

29.3.30

平成 29 年 3 月 30 日
国 税 庁 企 画 課

国税関係手続の簡素化に向けた取組について

平素より、税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、手続の簡素化の措置が講じられることとなりますのでお知らせします。

貴会会員の皆様の業務にも影響があるものと考えておりますので、下部組織に展開するなど、会員の皆様への御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

(国税関係手続の簡素化に向けた取組)

- 法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略（別添 1-1）
企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、
 - ① 法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」
 - ② 税務署からの求めにより添付していただいていた「登記事項証明書」については、平成 29 年 4 月 1 日以後、別添 1-2 の対象届出書等を提出する場合、その添付が不要となります。
- 異動届出書等の提出先のワンストップ化（別添 2-1）
納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図るため、異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等については、平成 29 年 4 月 1 日以後の納税地の異動等により、別添 2-2 の対象届出書等を提出する場合、異動後の所轄税務署長への提出が不要となります。（提出先は、異動前の所轄税務署長のみとなります。）

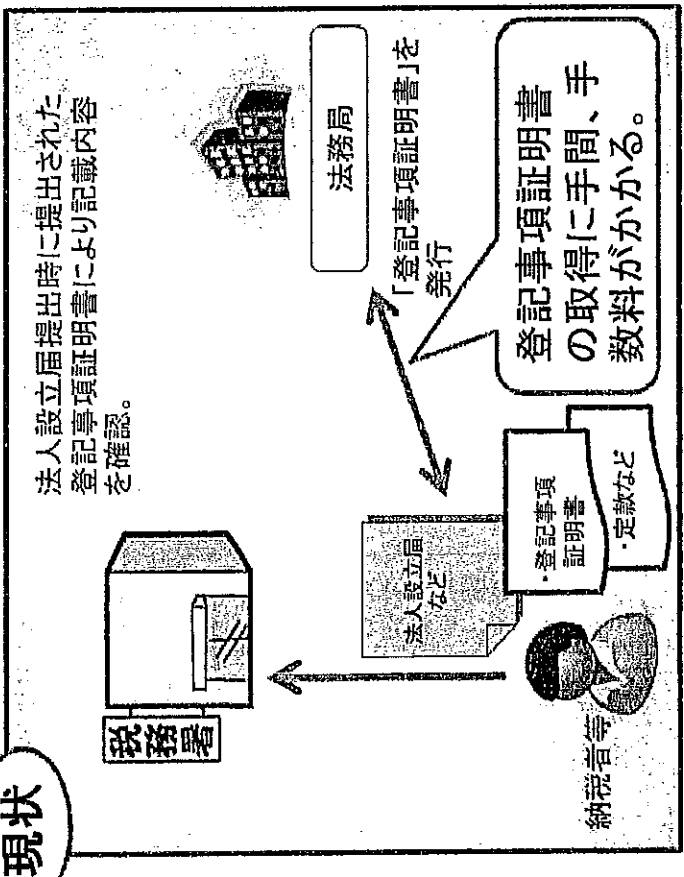
法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略

○ マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年4月以降、法務省からオンラインにより日次で登記情報の入手が可能となったことから、法人の設立届出等の事業の開始の際の手続時に提出を求めている「登記事項証明書」の提出を省略することにより、納税者等の負担軽減を図る。

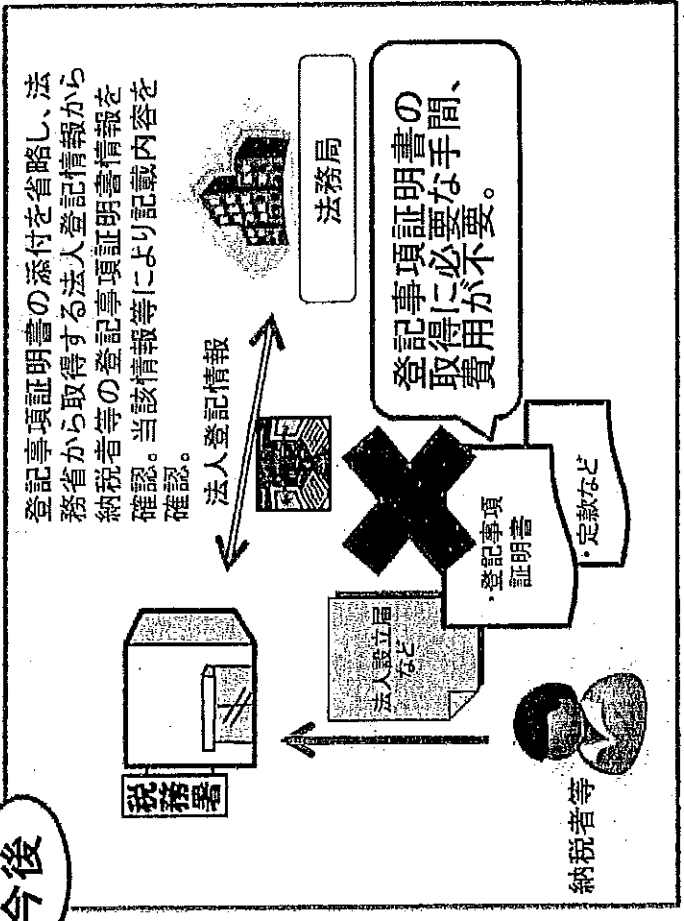
対象手続

- ・内国普通法人等の設立の届出
 - ・外国普通法人となった旨の届出
 - ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
 - ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出
 - ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
 - ・酒類業組合等の成立の届出
 - ・酒類業組合等の解散の届出
 - ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出 など
- (注) 事業の開始の際に必要な手続に異動・解散の際に必要な手続を対象とする。

現状



今後



世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成28年5月20日改定)

事業開始の際に必要な各種手続において登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民の負担軽減を図るとともに、行政運営の高度化を図る。

登記事項証明書の添付省略について

(平成 29 年 4 月以後、登記事項証明書の提出が不要となる届出書)

○ 税制改正対象

平成 29 年度税制改正により、「登記事項証明書」の添付を不要とするもの。

・ 法人税関係

①	法人設立届出書（法法 148）
②	外国普通法人となった旨の届出書（法法 149）
③	収益事業開始届出書（法法 150）
④	普通法人又は協同組合等となった旨の届出書（法法 150）
⑤	法人課税信託の受託者となった旨の届出書（法法 148）

・ 酒税関係

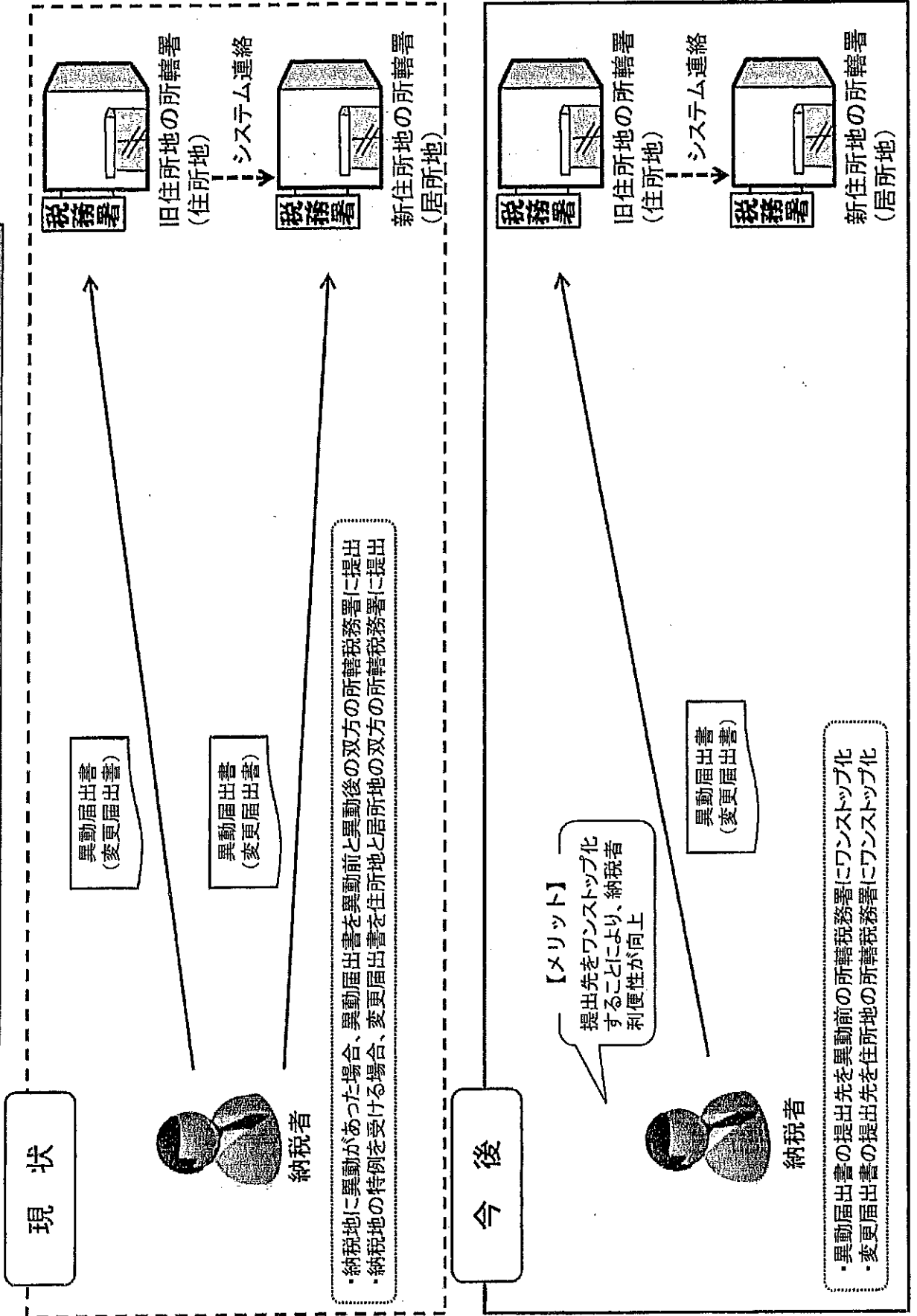
①	表示事項省略（異なる表示の）承認申請書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 5、同施行令第 8 条の 3 第 6 項）
②	酒類業組合（連合会、中央会）成立届出書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条）
③	酒類業組合（連合会、中央会）解散届出書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条）
④	酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 2 号）
⑤	酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 5 項）

○ その他

税務署から要求により添付されていた「登記事項証明書」の添付を不要とするもの。

①	営業等開始・休止・廃止申告書（たばこ税法第 24 条第 1 項、揮発油税法第 23 条第 1 項、石油ガス税法第 23 条第 1 項、印紙税法第 17 条第 1 項）
②	石油石炭税委託採取開始申告（終了届出）書（石油石炭税法第 20 条第 3 項）
③	営業等承継申告書（揮発油税法第 23 条第 3 項、石油ガス税法第 23 条第 3 項、石油石炭税法第 20 条第 4 項）

異動届出書等の提出先のワンストップ化



異動届出書等のワンストップ化について

(平成 29 年 4 月以後、異動後の所轄税務署への提出が不要となる届出書)

届出書等	現行の提出先 (H29.3 以前)	ワンストップ化後の提出先 (H29.4 以降)	
所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書 (所法 16③④⑤、消法 21)	変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長	変更前の納税地の所轄税務署長	
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 (所法 20、消法 25)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
個人事業の開業・廃業等届出書 (所法 229、所規 98①)	所規 98 ①一かっこ書き	納税地の所轄税務署長及びその事業所等の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長
	所規 98 ①二	イ 移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長
		ロ 納税地、移転前及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長
		ハ 納税地及び移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長	
	ニ 納税地及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長		
所規 98 ①三かっこ書き	納税地の所轄税務署長及びその廃止した事務所等の所在地の所轄税務署長		
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 (所法 230、所規 99)	移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長	
異動届出書 (法法 20)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長 ※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長 ※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長	
消費税異動届出書 (消法 25)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
一般送配電事業の開廃等の届出 (電令 5②)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	



日連 29 第 13 号
(業 1 第 1 号)
平成 29 年 4 月 4 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
<公印省略>

災害に関する特例措置等（資産税関係）の周知について（依頼）

国税庁から、平成 29 年度税制改正における災害に関する資産税関係の措置等について、別紙のとおり周知依頼があり、日税連ホームページに情報を掲載するとともに、会報「税理士界」4月号に記事を掲載する予定です。

このうち、特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例は、一定の土地等及び株式等について、その取得時の時価によらず、「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害の発生直後の価額により評価することができるものであり、平成 28 年熊本地震に適用されることとなっています。

平成 28 年熊本地震の場合、当該特例は、被相続人等の住所地に関わらず、「被災者生活再建支援法」の適用地域である熊本県全域及び大分県由布市内にある一定の土地等及び株式等に適用されます。

また、平成 27 年 6 月 14 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に相続等により取得した土地等に当該特例の適用がある場合の申告期限は、相続人等の全員について平成 29 年 2 月 14 日まで延長されるどころ、既にこの期限を経過しており、更正の請求ができる可能性がある旨の注意喚起をする必要があります。

つきましては、貴会におかれましては、会員への周知につきご協力くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

<参考>

国税庁ホームページ（平成 29 年 4 月 10 日午前 10 時公開予定）

「特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例等について」

https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/zouyo_keisan.pdf

日本税理士会連合会会長
神津 信一 殿

国税庁課税部 資産課税課長 瀧澤 一弘
資産評価企画官 松山 清人

災害に関する特例措置等（資産税関係）の周知等について（依頼）

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 27 日に成立した「所得税法等の一部を改正する等の法律」（平成 29 年法律第 4 号）により、租税特別措置法（資産税関係）において、災害に関する相続税及び贈与税の特例措置等が創設され、同法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））、第 69 条の 7（（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例））及び第 69 条の 8（（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例））については、「平成 28 年熊本地震」へ適用することとされました。

これにより、同法第 69 条の 6 第 1 項及び第 69 条の 7 第 1 項に規定する特定土地等及び特定株式等については、その取得の時の時価によらず、特定非常災害の発生直後の価額によることができることとされたことから、今後、「平成 28 年熊本地震」に係る「特定非常災害発生直後の価額」を求めるための「調整率」を定め、これを国税庁ホームページにおいて公開することを予定しています。

また、この「調整率」を適用して相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価をした結果、申告書に記載された課税価格又は税額が減少（還付される税額が増加）する場合は、「更正の請求」をすることができることとなります。

つきましては、本特例の概要を平成 29 年 4 月 10 日に、別紙 1 のとおり国税庁ホームページで周知することを予定していますので、貴会におかれましては、別紙 1 のほか、別紙 2 について、各税理士会及び会員の皆様へ、「特定土地等及び特定株式等に係る相続税（贈与税）の課税価格の計算の特例」や他の災害に関する特例措置等を周知いただきますようお願い申し上げます。

（参考）「調整率」の公開日時等につきましては、決定次第、改めてご連絡します。

（お問い合わせ先）

国税庁資産課税課監理第一係 十見 和真
国税庁資産評価企画官評価係 丹羽 隆浩
TEL 03-3581-4161（代表）内線 3719・3729

平成 29 年 4 月
国 税 庁

特定土地等及び特定株式等に係る相続税・ 贈与税の課税価格の計算の特例等について

平成 28 年熊本地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今般、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）により、租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））、同法第 69 条の 7（（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例））及び同法第 69 条の 8（（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例））が創設され、平成 28 年熊本地震へ適用することとされました。

これにより、同法第 69 条の 6 第 1 項及び同法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特定土地等及び特定株式等については、その取得の時の時価によらず、特定非常災害の発生直後の価額によることができることとされたことから、平成 28 年熊本地震に係る特定非常災害の発生直後の価額を求めるための「調整率」を定め、これを国税庁ホームページで公開することを予定していますのでお知らせいたします。

なお、公開日時については、現時点では未定ですが、正式に決まりましたら、改めて国税庁ホームページでお知らせいたします。

また、この「調整率」を適用して相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価をした結果、申告書に記載された課税価格又は税額が減少（還付される税額が増加）する場合は、「更正の請求」をすることができます。

1 平成 28 年熊本地震における特定非常災害の発生直後の価額による ことができる特定土地等の内容

平成 28 年熊本地震において、特定非常災害の発生直後の価額による
ことができる土地等（土地及び土地の上に存する権利をいいます。）は、
次の①又は②に該当する土地等で、平成 28 年 4 月 14 日において所有し

ていたもののうち、「熊本県（全域）及び大分県由布市」内にあるもの（特定土地等）となります。

① 平成 27 年 6 月 14 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に相続又は遺贈により取得した土地等

② 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に贈与により取得した土地等

なお、「調整率」については、平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に、相続、遺贈又は贈与により取得した土地等の評価にも準用することができます。

2 「更正の請求」の期間等について

(1) 相続税

相続人等のうちに租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告書の提出期限が平成 29 年 2 月 14 日まで延長されます。

したがって、この場合の「更正の請求」の期間は、この延長後の申告期限（平成 29 年 2 月 14 日）から 5 年間（平成 34 年 2 月 14 日まで）となります。

（注）国税通則法施行令第 3 条（（災害等による期限の延長））第 3 項の規定に基づき、個別に申告期限が延長される方について、その個別に延長された申告期限が上記の延長後の申告期限（平成 29 年 2 月 14 日）後に到来する場合には、その個別に延長された申告期限から 5 年間が「更正の請求」の期間となります。

また、平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に相続等が開始した相続税については、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月を経過する日が法定申告期限となるため、この場合の「更正の請求」の期間は、法定申告期限から 5 年間となります。

(2) 贈与税

平成 28 年分の贈与税については、租税特別措置法第 69 条の 7（（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例））の

適用の有無にかかわらず、平成 29 年 3 月 15 日が法定申告期限となります。

したがって、この場合の「更正の請求」の期間は、法定申告期限（平成 29 年 3 月 15 日）から 6 年間（平成 35 年 3 月 15 日まで）となります。

（注）国税通則法施行令第 3 条（（災害等による期限の延長））第 3 項に基づき、個別に申告期限が延長される方については、その個別に延長された申告期限と上記の法定申告期限のいずれか遅い日から 6 年間が「更正の請求」の期間となります。

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名 電話

第70条の7第30項 認定贈与承継会社
租税特別措置法 第70条の7の2第31項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、
第70条の7の4第16項 認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 <small>(注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。</small>	円
	④ (③÷②×100)	30%以上であれば適用可 → %

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記(1)に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 <small>(注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。</small>	人
	④ (③÷②×100)	20%以上であれば適用可 → %

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(1号・2号)及び特定日 ^(注) <small>(注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。</small>	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 特定日：平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) <small>(注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。</small>	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

※ 上記(3)又は(4)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士	電話番号
-------	------

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の2(1)の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、以下同じです。）内において、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(2)の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(3)の「中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(4)の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

(注) 1 「認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7第2項第1号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

① 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間内である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあっては、当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

② 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

2 届出期限

(1) 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日

(2) 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合

イ 災害等の発生した日以前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日

ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

(1) 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」

災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象の非上場株式等の取得年月日等について記載してください。

(2) 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」

災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた(1)から(4)のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(4)に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第3項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
(2)	円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
(3)	円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第3号又は第4号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
(4)	円滑化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>

(注) 「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合の災害等に関する税制上の措置(免除手続等)

平成29年度税制改正において、平成28年4月1日以後に発生した災害(注)により被害を受けた一定の会社、又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由(これらの事由と災害を併せて、以下「災害等」といいます。)に該当した一定の会社に係る非上場株式等について、次の①又は②の期間に相続若しくは遺贈(以下「相続等」といいます。)又は贈与により取得し、相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合に、一定の事由に該当するときには、納税猶予税額が免除、又は納税猶予期間中の要件が免除若しくは緩和される措置が講じられました。

- ① 災害等の発生前に相続等又は贈与により取得
 ② 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得

(注) 災害とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

1. 納税猶予税額の免除の概要

会社が次の「(1)会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、災害等が発生した日以後の経営(贈与・相続)承継期間内に、次の「(2)免除の事由」のイ又はロのいずれかに該当することとなったときには、経営(贈与・相続)承継期間内であっても納税猶予税額は免除されます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

(1) 会社の事由

①	災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)した会社の事業の用に供する資産(現金、預貯金などの一定の資産を除きます。)が、総資産の30%以上である場合
②	災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した会社の事業所で雇用されていた従業員(災害が発生した日から6か月間継続して会社の本来の業務に従事することができないと認められる事業所において、災害が発生した日の前日に雇用されていた従業員をいいます。)数が、災害が発生した日の前日における従業員総数の20%以上である場合(①に該当する場合を除きます。)
③	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由等が発生した日以後の6か月間の売上が前年同期間の売上の70%以下である場合(①又は②に該当する場合を除きます。)
④	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由が発生した日以後の6か月間の売上が前年同期間の売上の70%以下である場合(①から③までに該当する場合を除きます。)

(2) 免除の事由

イ	承継者が非上場株式等の全部を譲渡等した場合で、次のA又はBのいずれかに該当するとき(株式交換等により他の会社の一定の株式交換完全子会社等となった一定の場合を除きます。) A 承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して行う譲渡等であること B 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その計画に基づき、非上場株式等を消却するために行う譲渡等であること
ロ	会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき

2. 1の適用を受ける場合の手続

上記1の適用を受ける場合には、その免除の事由に該当することとなった日から2か月を経過する日まで(その該当することとなった日が平成29年3月31日以前であるときは、平成29年6月1日まで)に、「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除)」に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」などの一定の書類を添付して納税地の税務署長に提出してください。

3 納税猶予期間中の要件の免除又は緩和の概要

会社が表面の1「(1)会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、次のイ又はロの事由に該当することとなった場合であっても、一定の要件等を満たすときには、納税の猶予を継続することができます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

イ 経営(贈与・相続)承継期間の末日において、雇用の平均が相続等又は贈与時の雇用の8割を下回った場合

	表面の1「(1)会社の事由」	一定の要件等
A	①・②に該当する場合	納税の猶予を継続することができます。(注1)
B	③に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合(*)には、納税の猶予を継続することができます。
C	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合(*)には、納税の猶予を継続することができます。

※ 一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

ロ 災害等が発生した日以後の経営(贈与・相続)承継期間内又は(贈与)特定期間(注2)内に、会社が一定の資産保有型会社又は資産運用型会社(注3)に該当することとなった場合

	表面の1「(1)会社の事由」	一定の要件等
A	①・②に該当する場合	納税の猶予を継続することができます。
B	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合(*)には、一定の期間(*)において納税の猶予を継続することができます。

* 一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。一定の期間については、税務署にお尋ねください。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

(注1) 会社が表面の1「(1)会社の事由」②に該当する場合には、災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所以外の事業所における雇用の平均は、相続等又は贈与時のその事業所における雇用の8割を確保する必要があります。

2 「(贈与)特定期間」とは、経営(贈与)承継期間内に災害等が発生した場合においては、原則として経営(贈与)承継期間の末日の翌日からその災害等が発生した日の直前の経営(贈与)報告基準日の翌日以後10年を経過するまでの期間をいい、経営(贈与)承継期間の末日の翌日以後に災害等が発生した場合においては、原則として、災害が発生した日の直前の特定基準日(経営(贈与)承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。)の翌日から同日以後10年を経過するまでの期間(災害等が発生した日以後の期間に限り)をいいます。なお、最初の経営(贈与)報告基準日又は特定基準日が災害等が発生した日後に到来する場合には、これらの期間と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

3 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第23項又は同令第40条の8の2第30項に規定する会社をいいます。

4 平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、相続税・贈与税の納税猶予の特例(旧法)の適用を受けた方で新法選択届出書を提出していない方(旧法適用者の方)は、上記の内容と異なる場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

5 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4)の適用を受けている方は、上記の内容と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

4 3の適用を受ける場合の手続

上記3の適用を受ける場合には、災害等の発生した日から原則として10か月以内(災害等が発生した日が平成29年3月31日以前のときは、平成30年2月1日まで)に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」を納税地の税務署長に提出してください。

また、会社が表面の1「(1)会社の事由」③又は④に該当する場合で、上記3の適用を引き続き受ける場合には、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限までに上記3の適用を引き続き受けた旨の届出書を納税地の税務署長に提出してください。

◆このリーフレットは、平成29年4月1日現在の法令に基づき作成しています◆



平成29年4月 国税局・税務署

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____ 印)
(電話番号 _____)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税・贈与税
第70条の7の4第17項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付してください。

- ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
 (譲渡等をした日) 平成____年____月____日
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____
- ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成____年____月____日
 (解散をした日) 平成____年____月____日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・① _____ 円
- ② 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・② _____ 円
- ③ 特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）・・・③ _____ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額・・・④ _____ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）（注3）・・・⑤ _____ 円
- イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・（イ _____ 円）
- ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・（ロ _____ 円）
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・⑥ _____ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。

(資12② - 25-2 - A 4 統一) (平29.4)

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日（事由に該当することとなった日が平成29年3月31日以前の場合は、平成29年4月1日）から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第39項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
 - 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
 - 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

平成29年3月30日

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中村 敏行 様

熊谷間税会
会長 大久保 和政

法人事業概況説明書等への記載についてお願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、本会の運営に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題のことにつきまして、本会の更なる活性化を図るため、関与先の法人税申告書を作成、提出される際に、法人事業者については「法人事業概況説明書」に、本会員である旨を記載していただきたく、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、記載例としまして、別紙を添付いたしましたので、ご参照ください。

法人事業者である熊谷間税会会員の皆様方へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、熊谷間税会に加入していることを記載しましょう！

法人事業概況説明書

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

(表)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

(裏)

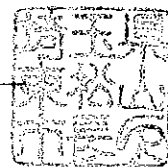
16 加入 組合 等 の 状 況	〇〇間税会会員・〇〇間税会理事			
	(役職名)			
	(役職名)			
	営業時間	開店	時	閉店 時
	定休日	毎週 (毎月)	曜日 () ()	

東松課税発第 0316003 号

平成 29 年 3 月 28 日

関 係 各 位

東松山市長 森田 光



法人市民税法人税割の税率改正について

平素、市行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在当市の法人市民税法人税割につきまして、超過均一税率（税率 10.6%）にて納税いただいているところでありますが、事業活動規模に応じた税負担及び安定した税収の確保を図ること等を目的とし、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、下記のとおり税率改正を行いました。

つきましては、法人ごとに適用される税率が異なりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

今後共、公平・公正な課税事務に努めて参りますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

	平成 29 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度	平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度
資本金等の額が 1 億円超の法人 又は法人税額が年 400 万円を超える法人	10.6%	12.1%
資本金等の額が 1 億円以下で、 かつ、法人税額が年 400 万円以下の法人		9.7%

詳細は別紙をご覧ください。

連絡先 東松山市総務部 課税課 管理・諸税グループ

Tel 0493 - 21 - 1438 (直通)

■東松山市の法人市民税の法人税割の税率が変わります

中小法人の負担軽減、事業活動規模に応じた税負担及び安定した税収の確保を図るために、平成29年4月1日以降に開始する事業年度において、東松山市の法人市民税の税率が変わります。

資本金等の額(※1)		1億円を超える法人及び 保険業法に規定する相互会社	左記以外の法人	
法人税割の課税標準となる法人税額(※2)		—	400万円超	400万円以下
開始事業年度	現在の税率	10.6%		
	平成29年4月1日から 平成31年9月30日まで	12.1%	9.7%	
	平成31年10月1日以後	8.4%	6.0%	

【※1】 「資本金等の額」は地方税法第292条第1項第4号の5に基づくもので、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」となります。

- ・資本金等の額 > 資本金及び資本準備金の合算額 の場合 → 資本金等の額
- ・資本金等の額 < 資本金及び資本準備金の合算額 の場合 → 資本金及び資本準備金の合算額

【※2】 1)二つ以上の市区町村に事務所等を有する法人の場合は、分割前の法人税割の課税標準となる法人税額で判定します。

2)法人税割の税率の判定で、事業年度(算定期間)が一年に満たない場合は、上記表の「400万円」に代えて下記の計算により算出した額で判定します。

$$\cdot 400\text{万円} \times \text{課税標準の算定期間(1ヶ月に満たない端数は切り上げ)} \div 12$$

■今回の改正による、予定申告上の措置はありませんので、通常の計算方法にしたがって申告納付してください。

(お問い合わせ先)東松山市役所 総務部 課税課
〒355-8601 東松山市松葉町1丁目1番58号 TEL 0493-23-2221(内線175~178)

埼 税 政

発行所：埼玉県税理士政治連盟
 〒330-0852 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館
 TEL：048(665)3111 FAX：048(665)3888
 発行責任者：会 長 大 石 敬
 編集責任者：広報委員長 久 保 一 則

埼玉県税理士政治連盟
 会 長 大石 敬
 幹事長 秋山 典久

『会費一括収納への承諾を得るための』往復はがきを3月3日に投函しました。
 あらためて、主旨等をまとめましたのでご一読いただきますようお願い申し上げます。

ハガキの主旨

本会に口座振替依頼書を提出した者に対し、本会の集金事務代行により政治連盟会費を同時に収納することの事前承諾を得るためのものです。

また、法人または事務所名義で、口座振替または郵便払込票により政連会費を払う場合には、各自で「立替金処理」をするよう付記しています。

ハガキの内容

内容に応じて2種類のハガキを出しております。

はがき1の対象者 732名

本会に口座振替依頼書を提出した者で、埼税政会費を口座振替で払っていない者（郵便払込の者、未納者）が対象のはがきです。回答欄は「承諾します、承諾しません」→「承諾しません」の場合に「政連会費を郵便で」または「検討中」と項目を設けています。

はがき2の対象者 1,299名

本会に口座振替依頼書を提出した者で、埼税政会費を口座振替で払っている者、1,299名です。

※はがき1、2を送付していない者

- ・既に埼税政に対して「H29から政連会費は郵便で払う」旨の意思表示をしている者
- ・本会に口座振替依頼書を未提出の者（4月中旬以降、本会から郵便払込票が送付される予定）
- ・その他

	埼税政会費	回 答 欄	
はがき 1	口座振替「以外」の者 (※郵便で払っている、 または未納の者)	承諾する	政連会費 を郵便で 検討中
		承諾しません	
はがき 2	口座振替利用者	承諾する	
		承諾しません	

※2月末日現在の状況ではがき1または2を送付しており、行き違いの場合がある。

はがき 1

各位

平成29年3月3日

埼玉県税理士政治連盟
会長 大石 敬

すでにご案内の通り、関東信越税理士会(以下「本会」)が事務効率の向上を図るため、平成29年4月から預金口座振替等を利用して本会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会(以下「県連」)、支部の会費の収納事務を行うことになりました。

埼玉県税理士政治連盟(以下「埼税政」)の会費収納については、関東信越税理士政治連盟を通じて、本会に「会費収納に関する事務処理」を委託することになりました。

これまで埼税政では、独自に会員指定の預金口座からの振替または郵便払込により収納事務をしてきましたが、事務負担等を考慮し、本会の「会費収納事務変更」に合わせて、本会との収納事務委託契約に基づき、埼税政の会費収納を下記のとおり変更させていただきたく存じます。

これは本会が平成29年度から行う本会及び県連並びに支部の会費一括収納に合わせ、埼税政の会費を収納させていただくものです。具体的には下記のとおりです。

本会に『口座振替依頼書を提出した方』は、同依頼書記載の口座から、毎年4/26、10/26の2回に会費一括収納に合わせて埼税政会費として5,000円ずつ収納いたします。(金融機関休業日の場合は翌営業日。上記の日に口座振替不能の方は翌月26日に再振替)	本会に『郵便、コンビニ併用払込票の利用を希望した方』は、同払込票にて、埼税政会費として5,000円を合算した金額の払込票が、本会から毎年4月及び10月の中旬に送付されますので、お手元に届き次第、お振込みいただけます。
--	--

※口座振替依頼書に法人口座または事務所代表者口座から、振替または郵便払込を指定した場合には、立替金として処理願います。

本件について、事前に確認をとらせていただきたく、今回ご案内した次第です。

返信はがきの内容をご一読いただき、該当箇所に○を記すほか、税理士登録番号、氏名をご記入いただき、平成29年3月23日(木)までにご返信願います。

※平成29年2月末日現在の状況でハガキをお出ししています。行き違いがございましたらご容赦願います。

はがき 2

埼玉県税理士政治連盟
会費預金口座振替利用会員 各位

平成29年3月3日

埼玉県税理士政治連盟
会長 大石 敬

すでにご案内の通り、関東信越税理士会(以下「本会」)が事務効率の向上を図るため、平成29年4月から預金口座振替等を利用して本会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会(以下「県連」)、支部の会費の収納事務を行うことになりました。

埼玉県税理士政治連盟(以下「埼税政」)の会費収納については、関東信越税理士政治連盟を通じて、本会に「会費収納に関する事務処理」を委託することになりました。

これまで埼税政では、独自に会員指定の預金口座からの振替または郵便払込により収納事務をしてきましたが、事務負担等を考慮し、本会の「会費収納事務変更」に合わせて、本会との収納事務委託契約に基づき、埼税政の会費収納を下記のとおり変更させていただきたく存じます。

これは本会が平成29年度から行う本会及び県連並びに支部の会費一括収納に合わせ、埼税政の会費を収納させていただくものです。具体的には下記のとおりです。

本会に『口座振替依頼書を提出した方』は、同依頼書記載の口座から、毎年4/26、10/26の2回に会費一括収納に合わせて埼税政会費として5,000円ずつ収納いたします。(金融機関休業日の場合は翌営業日。上記の日に口座振替不能の方は翌月26日に再振替)	本会に『郵便、コンビニ併用払込票の利用を希望した方』は、同払込票にて、埼税政会費として5,000円を合算した金額の払込票が、本会から毎年4月及び10月の中旬に送付されますので、お手元に届き次第、お振込みいただけます。
--	--

※口座振替依頼書に法人口座または事務所代表者口座から、振替または郵便払込を指定した場合には、立替金として処理願います。

本件について、事前に確認をとらせていただきたく、今回ご案内した次第です。

返信はがきの内容をご一読いただき、該当箇所に○を記すほか、税理士登録番号、氏名をご記入いただき、平成29年3月23日(木)までにご返信願います。

※平成29年2月末日現在の状況でハガキをお出ししています。行き違いがございましたらご容赦願います。

本会に『口座振替依頼書を提出した方』は、こちら↓	本会に『郵便、コンビニ併用払込票の利用を希望した方』は、こちら↓
同依頼書記載の口座から、毎年4/26、10/26の2回に会費一括収納に合わせて埼税政会費として5,000円ずつ収納することに(金融機関休業日の場合は翌営業日。上記の日に口座振替不能の方は翌月26日に再振替)	埼税政会費として5,000円を合算した金額の払込票が、本会から毎年4月及び10月の中旬に送付されますので、お手元に届き次第、お振込みいただくことに
※口座振替依頼書に法人口座または事務所代表者口座から、振替または郵便払込を指定した場合には、立替金として処理願います。	
A 承諾します ・ B 承諾しません いずれかに○印をお願いいたします。 表示なき場合は承諾していただいたものと認めます。	
上記「B」に○の方は、こちら↓	
埼税政会費の収納方法について 該当箇所に○印をお願いいたします。	
<input type="checkbox"/> イ 埼税政から郵送される年会費の郵便払込用紙にて会費を収納	<input type="checkbox"/> ロ 検討中
税理士登録番号 _____	
氏名 _____ ㊟	
平成29年3月23日(木)までにご返信願います。 問合せ先 埼玉県税理士政治連盟 TEL 048-665-3111	
【1】	

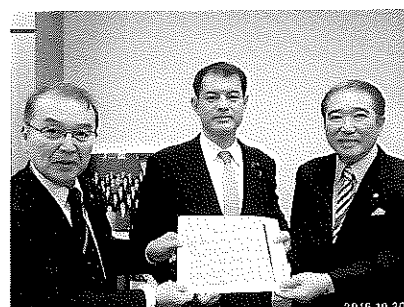
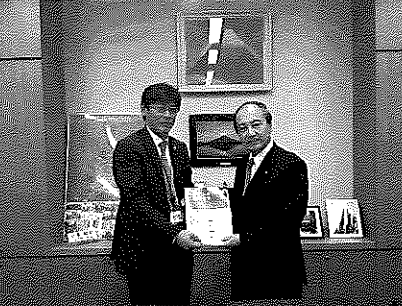
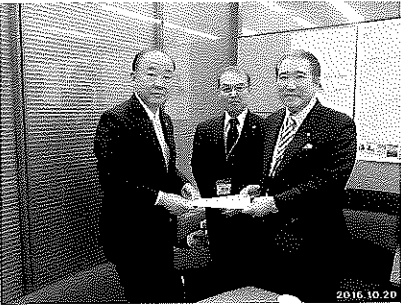
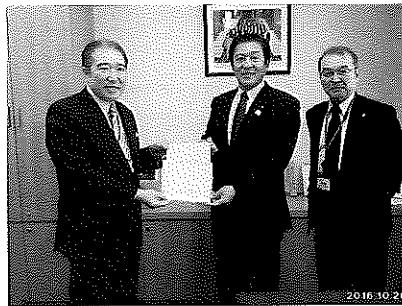
本会に『口座振替依頼書を提出した方』は、同依頼書記載の口座から、毎年4/26、10/26の2回に会費一括収納に合わせて埼税政会費として5,000円ずつ収納することに(金融機関休業日の場合は翌営業日。上記の日に口座振替不能の方は翌月26日に再振替)	本会に『郵便、コンビニ併用払込票の利用を希望した方』は、同払込票にて、埼税政会費として5,000円を合算した金額の払込票が、本会から毎年4月及び10月の中旬に送付されますので、お手元に届き次第、お振込みいただくことに
※口座振替依頼書に法人口座または事務所代表者口座から、振替または郵便払込を指定した場合には、立替金として処理願います。	
承諾します ・ 承諾しません いずれかに○印をお願いいたします。 表示なき場合は承諾していただいたものと認めます。	
税理士登録番号 _____	
氏名 _____ ㊟	
平成29年3月23日(木)までにご返信願います。	
問合せ先 埼玉県税理士政治連盟 TEL 048-665-3111	
【2】	

平成28年度実施 国会議員に対する税制改正陳情

10月20日（木）、大石会長、岸副会長をはじめ秋山幹事長、副幹事長各位が議員会館を訪問し、税制改正にかかる陳情を行った。

直接陳情した主な議員は以下のとおり。

神山佐市、枝野幸男、大塚拓、小宮山泰子、大島敦、土屋品子、中根一幸、坂本祐之輔、鈴木義弘、山口泰明、小泉龍司、柴山昌彦、三ッ林裕巳、片山さつき、関口昌一、西田実仁。



税理士による三ッ林ひろみ後援会 設立総会開催

後援会事務局
伊坂 卓雄

税理士による三ッ林ひろみ後援会設立総会が2月6日に吉川市の「ますや」にて開催された。当日は三ッ林議員本人の出席の他、当連盟からは大石会長、新井国対委員長が来賓として出席した。総会では後援会規約や事業計画、役員を選任について審議され、原案どおり決定された。

なお、場所を移して行われた懇親会では新井国対委員長、間嶋春日部支局長から来賓祝辞をいただき盛会裏に終了した。

主な後援会役員は以下の通り。

後援会長	白石 喜一	幹 事	狩野 照夫
副会長	戸井田 均		落合 順二
	梨本 松男		大山 幸機
幹事長	池内 敏		山下 勝矢
副幹事長	伊坂 卓雄		鈴木 茂光
幹 事	長谷川 良則	会計監事	吉田 俊弘



埼玉県税理士協同組合のご案内

1 組合員たる資格

- (1) 税理士業務を行う事業者であること。本組合の地区内に事業場を有すること。
- (2) 出資金 2口 (10,000円を全額一時払い)

2 賛助会員たる資格

- (1) 関東信越税理士会会則第6条第2項第2号(社員税理士)及び会則第6条第2項第3号(所属税理士)に該当するもの。
- (2) 保証金 1口 (10,000円を全額一時払い)

3 組合事業

購買事業	全国税理士共栄会事業
◇図書 ◇領収書、税理士用箋、業務処理簿 ◇各種提携企業取扱商品、サービス斡旋	I 全税共事業を支える二本柱 (1) VIP大型総合保障制度 充実したプランで事業者を応援 ①経営者大型保険(集団扱定期保険) ②経営者保険総合プラン ③経営者スーパープラン ④団体所得補償保険 (2) 全税共年金 少子高齢化時代の公的年金を補完 (3) その他 ホールインワン100万円保険等
福利厚生事業 ◇小規模企業共済、中小企業倒産防止共済 あんしん財団 ◇見舞金、弔慰金制度 ◇ゴルフ、野球、ソフトボール、テニス、囲碁 将棋大会等レクリエーション活動に対する助成	
金融事業	福祉共済事業
◇りそなVISAコーポレートゴールドカード<MINE> ◇りそなVISA法人ゴールドカード ◇顧問料自動振替制度	◇日本税協連・関税協の扱う共済制度 に関する事項 (1) 生命共済制度(日税協) (2) 総合事業保障プラン(関税協) (3) グループ保険共済制度(関税協)
教育情報事業 ◇教育情報資料の提供 ◇路線価図・評価倍率表 ◇各種研修、講演会の実施	

埼税協は組合員である税理士の経済的基盤の確立と税理士業界の発展を念願して昭和41年12月に設立されました。

埼玉県税理士協同組合
埼玉県税理士共栄会

事務局 さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館
TEL 048-665-3111 FAX 048-665-3888

団結と協調により埼税協を発展させよう！！

埼税協提携企業一覧

【税理士業務・IT関連】

社名	取扱品目	担当者	電話
富士ゼロックス埼玉㈱	IT関連 コンサルティング及び販売・サービス	島田尚幸	048-600-0921
㈱ダイワ	事務機器（ゼロックス、リコーを除く）	木崎章夫	0120-116-753
㈱日税ビジネスサービス	報酬自動支払制度 AFP養成講座（税理士・職員）	報酬自動支払制度担当者 奥山輝彦	03-3345-0888 03-3340-4488
りそな決済サービス㈱	報酬自動支払制度	吉野達雄	048-823-8371
ワイズ公共データシステム㈱	建設業法に基づく経営状況分析 住宅瑕疵担保履行保険	荻原隆仁	026-232-1145
㈱ビービーシー	税理士業務支援システム	吉良周作	03-5909-5772

【不動産業務関連】

社名	取扱品目	担当者	電話
㈱国土工営	トリニテシステム	山本富士夫	03-5227-3601
積水ハウス㈱	戸建住宅・賃貸住宅建築請負・販売 介護福祉事業・店舗・医院等建築請負	上田裕弘	048-647-3931
積和建設埼玉㈱	新築・リフォーム・エクステリア	中村一人	048-778-0361
テックス㈱	シャープ太陽光発電システム、オール電化機器	西川光俊	048-653-7703
㈱日税不動産情報センター	不動産情報サービス	中原眞樹	048-669-1101
大和ハウス工業㈱	住宅・その他一般建築請負・販売	中村昇一郎	048-423-6626
大和ハウス工業(株) マンション部門	新築分譲マンション	下部泰治	03-5214-2253
住友林業㈱	戸建・集合・賃貸住宅の建築請負	尾島魁斗	03-6629-5911
ミサワホーム㈱	戸建住宅事業・賃貸住宅事業・介護福祉事業 商業施設事業・不動産流通事業全般	梅津智子 岡部しのぶ	048-855-5745
ミサワホームイング㈱	リフォーム（戸建住宅・マンション・店舗等） 耐震診断・耐震補強	渡邊文夫 石森美恵子	0120-514-330
三井住友トラスト不動産㈱	土地有効活用・不動産売買	武田 隆	03-6870-3605
大栄不動産㈱	不動産仲介・有効活用、パーキング	矢作和彦	048-647-0992
旭化成ホームズ㈱	戸建・集合・賃貸住宅の建築請負	土生津（はぶつ）重利	048-612-8028
パナホーム㈱	戸建・集合・賃貸住宅の建築請負	細谷啓祐	048-815-8746
三井ホーム㈱	戸建住宅・賃貸住宅建築請負、医院・介護福祉 商業施設・文教施設等建築請負	伊藤隆博	048-691-2435
古郡ホーム㈱	土地活用・不動産・注文住宅・リフォーム	黒田由紀	048-573-1111
ボラテック㈱	土地活用全般、鉄骨注文住宅、アパート・ビルの外部改修	弓田兼二	048-989-9211
㈱長谷工コーポレーション	新築分譲マンション	内藤浩司 薩澤憲見	03-3456-0421
㈱検査住宅	戸建・集合・賃貸住宅の建築請負、不動産売買	小菅秀男	0480-26-2121
㈱ハウスメイトパートナーズ	賃貸建物のサブリース及び管理運営 賃貸建物の保守・メンテナンス・業務委託、土地、建物の資産コンサルティング	近藤信哉	048-859-8200
フュージョン資産マネジメント㈱	収益不動産の売買、仲介	山脇久幸	03-6858-7790
ボラテック㈱	木造軸組工法による戸建賃貸住宅及び注文住宅の建築	鈴木裕・安井祐貴・稲島加奈	048-961-3115

【クレジットカード】

社名	取扱品目	担当者	電話
りそなカード㈱	りそなVISAコーポレートゴールドカード<MINE> りそなVISA法人ゴールドカード・VISAギフト券	清塚雅典	03-6665-0650

【ローン・リース関連】

社名	取扱品目	担当者	電話
オリックス㈱	リース、年金受託、環境コンサル	佐藤美里	048-643-5126
日本カーソリューションズ㈱	自動車ローン、リース	藤田泰廣	048-641-6624

【旅行】

社名	取扱品目	担当者	電話
㈱ITB関東法人営業埼玉支店	国内、海外旅行	柳 博久	048-644-5315
武蔵観光㈱	バスチャーター、国内旅行	代田政光	0493-72-0925

【ギフト】

社名	取扱品目	担当者	電話
丸大食品㈱	贈答品	山崎康雄	03-3647-3270
日本ハム東販売㈱	贈答品	馬場幸一	048-687-4186

【その他】

社名	取扱品目	担当者	電話
㈱埼玉新聞社	埼玉新聞、高校野球グラフ等	販売局	048-795-9931
㈱ウイロウベル	ISO取得支援	高橋 きみえ	048-654-5756
総合警備保障㈱	セキュリティ関連	増田親一郎	048-647-1155
リゾル不動産(株)日本ゴルフ会	ゴルフ会員権売買	坂本秀樹	03-5321-5620
医療法人 永仁会	PET検診	検診相談窓口	0120-281-489
さいたまセントラルクリニック	PET検診	人間ドック予約受付窓口 ジャパンメディカルサービス	048-658-3720
㈱オンワードパーソナルスタイル	パーソナルオーダースーツの訪問販売 国産服地 ￥39,000(税込)～ イタリア製服地 ￥63,000(税込)～ 英国製服地 ￥126,000(税込)～	萩原明夫	03-5476-6131
ホテル椿山荘東京	宿泊、レストラン、宴会・会議、婚礼 ご利用時の特別割引および特典	小山 悟	03-3943-1171
㈱MS-Japan	後継者採用並びに事業承継プランのご案内	石川卓見	03-3239-7373
㈱FPG	オペレーティング・リース事業 不動産小口運用商品 M&Aアドバイザリー事業	村尾 恵	048-650-1210
㈱はせがわ	仏壇・神仏具・お墓・屋内墓苑	内田雅啓	0120-11-7676
㈱ストライク	M&A仲介業	山田博照	03-6865-7799
日本企業価値承継機構㈱	M&Aアドバイザリー業務	飯島昭彦	0270-61-7400
㈱福祉葬祭	葬儀旅行及びそれに伴う葬儀関連品	浦邊信介	048-831-8397

日時 平成 29 年 4 月 11 日 (火)
午前 9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

席上配付資料「平成 29 年度埼玉県当初予算の概要」
「個人住民税の給与からの特別徴収について」

4 税務署からの連絡事項

(1) 署内レイアウトの変更について (総務課)

(2) 関与先名簿等の提出依頼について (総務課)

別添 1 「関与先及び事務所使用人等状況表」参照

別添 2 「関与先名簿」参照

別添 3 「関与先名簿 (付表)」参照

(3) 平成 28 年分申告所得税等の口座振替日について (管理運営部門)

申告所得税及び復興特別所得税・・・平成 29 年 4 月 20 日 (木)

消費税及び地方消費税 (個人事業者)・・・平成 29 年 4 月 25 日 (火)

- (4) 「振替納税のお知らせ」の発送について (管理運営部門)

イ 送付対象者及び発送日等

税目等	送付対象者	発送日
申告所得税及び 復興特別所得税 (確定分)	前回振替不能者及び 新規振替利用者	4月14日(金)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	振替利用者 (全件)	
申告所得税及び 復興特別所得税 (延納分)	振替利用者 (全件)	5月25日(木)

ロ 発送方法・・・国税局において一括発送

- (5) 平成28年分申告所得税及び消費税(個人事業者)確定申告分に係る督促状の発送予定について (管理運営部門)

振替未利用者：平成29年4月26日(水)

振替不能者：平成29年5月15日(月)

- (6) 「法定調書合計表」の未提出者に対する督促について (管理運営部門)

別添4「法定調書未提出者に対する督促事務の集中化について」

イ 督促文書の発送予定日・・・平成29年4月21日(金)

ロ 回答(提出)期限予定・・・平成29年5月2日(火)

- (7) 国税関係手続の簡素化に向けた取組について (管理運営部門)

別添5「法人設立届出書等について、手続が簡素化されました」参照

- (8) 「株式等の異動に関する資料の提出依頼」(照会文書)について(資産課税部門)

別添6「株式等の異動に関する照会文書に係る差出人等の変更について」参照

- (9) 「源泉所得税集中処理センター室」による納付指導について (法人課税部門)

源泉所得税の納付が確認できない徴収義務者を対象として、次のとおり国税局職員による納付指導(電話照会)を行っています。

イ 実施部署 関東信越国税局 源泉所得税集中処理センター室

ロ 実施期間 平成29年3月27日(月)～6月2日(金)

- (10) 納付する税額がない場合における「所得税徴収高計算書」の提出について

(法人課税部門)

源泉所得税の年末調整の際に過納額を充当又は還付したことにより、納付する金額がなくなった場合においても、所得税徴収高計算書(納付書)を税務署に提出していただくようお願いいたします。

添付書類

- 別添1 「関与先及び事務所使用人等状況表」
- 別添2 「関与先名簿」
- 別添3 「関与先名簿（付表）」
- 別添4 「法定調書未提出者に対する督促事務の集中化について」
- 別添5 「法人設立届出書等について、手続が簡素化されました」
- 別添6 「株式等の異動に関する照会文書に係る差出人等の変更について」

席上配付資料

- 1 「平成29年度埼玉県当初予算の概要」
- 2 「個人住民税の給与からの特別徴収について」

平成 年 月 日

税務署長 殿

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

関与先及び事務所使用人等状況表

1 関与先の状況（4月1日現在の関与先件数）

関与先所轄税務署名	関与先件数	
	法人（件）	個人（件）
合 計		

2 事務所使用人等の状況（4月1日現在の使用人等人数）

使用人等人数	男性（人）	女性（人）	合 計
	内	内	内

(注) 内書きには、事務所使用人等のうち、社員税理士又は所属税理士の登録区分で税理士登録している者の人数を記載してください。

平成 年 月 日

関 与 先 名 簿

所轄税務署	税務署
-------	-----

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

氏名・名称	納 税 地	関与開始年	
		昭和	平成
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	
		年	

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の関与先について、所轄税務署別に、法人・個人の順にまとめて記載し、事務所を所轄する税務署に提出してください。
 なお、事務所を所轄する税務署以外の関与先については、2部作成し提出してください。
- 2 雇用する所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行っている場合は、当該所属税理士に別途「関与先名簿 (付表)」を記載していただき、併せて提出してください。
- 3 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであればパソコン等で作成したもので差し支えありません。

平成 年 月 日

関 与 先 名 簿 (付表)

所轄税務署	税務署
-------	-----

事務所等所在地	
事務所等の名称	
所属税理士氏名	印

氏名・名称	納 税 地	関与開始年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行っている関与先について、所轄税務署別に、法人・個人の順にまとめて記載し、勤務する税理士又は税理士法人の関与先名簿と一緒に、当該税理士又は当該税理士法人の事務所を所轄する税務署に提出してください。
 なお、勤務する事務所を所轄する税務署以外の関与先については、2部作成し提出してください。
- 2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであればパソコン等で作成したもので差し支えありません。

関東信越国税局からのお知らせ

法定調書未提出者に対する督促事務の集中化について

平成 28 年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書の未提出者に対する督促について、下記 1 の 6 署を対象に、国税局課税総括課において文書及び電話による督促（照会）を行います。

このため、送付する封筒の差出人及び問合せ先が、下記 3 に変わります。

なお、法定調書の提出先は、各所轄の税務署（糸魚川税務署の分については事務の集中化の試行を実施していることから高田税務署）となります。

1 対象税務署

水戸、新潟、糸魚川、高田、長野及び大町税務署の計 6 署

2 実施時期

平成 29 年 4 月～5 月

3 問合せ先

関東信越国税局 課税第一部 課税総括課（集中処理担当）

（電話番号）0570-006-311（ナビダイヤル）

平成 29 年 3 月
国 税 庁

法人設立届出書等について、手続が簡素化されました。

(概要)

今般、平成 29 年度税制改正において、手続の簡素化が図られることとなりましたので、お知らせいたします。

1 登記事項証明書の添付省略について

企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、

- ① 法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」
- ② 税務署からの求めにより、添付していただいております「登記事項証明書」について、平成 29 年 4 月 1 日以後、以下の対象届出書等への添付が不要となりました。

(対象届出書等)

届出書等
法人設立届出書 (法法 148)
外国普通法人となった旨の届出書 (法法 149)
収益事業開始届出書 (法法 150)
普通法人又は協同組合等となった旨の届出書 (法法 150)
法人課税信託の受託者となった旨の届出書 (法法 148)
表示事項省略 (異なる表示の) 承認申請書 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 5、同施行令第 8 条の 3 第 6 項)
酒類業組合 (連合会、中央会) 成立届出書 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条)
酒類業組合 (連合会、中央会) 解散届出書 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条)
酒類業組合 (連合会、中央会) 役員等異動書 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 2 号)
酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 5 項)
営業等開始・休止・廃止申告書 (たばこ税法第 24 条第 1 項、揮発油税法第 23 条第 1 項、石油ガス税法第 23 条第 1 項、印紙税法第 17 条第 1 項) ※
石油石炭税委託採取開始申告 (終了届出) 書 (石油石炭税法第 20 条第 3 項) ※
営業等承継申告書 (揮発油税法第 23 条第 3 項、石油ガス税法第 23 条第 3 項、石油石炭税法第 20 条第 4 項) ※

※ 税務署から要求のあったときに「登記事項証明書」を添付していただいていたもの。

2 異動届出書等の提出先のワンストップ化について
 納税者の皆様の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等については、平成 29 年 4 月 1 日以後の納税地の異動等により、以下の対象届出書等を提出する場合は、異動後の所轄税務署への提出が不要となりました。

(対象届出書等)

届出書等		現行の提出先 (平成 29 年 3 月以前)	ワンストップ化後の提出先 (平成 29 年 4 月以降)	
所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書 (所法 16③④⑤、消法 21)	変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長	変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長	変更前の納税地の所轄税務署長	
	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
	個人事業の開業・廃業等届出書 (所法 229、所規 98①)	所規 98① 一かっこ書き	納税地の所轄税務署長及びその事務所等の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長
		イ	移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長
		ロ	納税地、移転前及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長	
ハ	納税地及び移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長			
ニ	納税地及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長		
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 (所法 230、所規 99)	所規 98① 三かっこ書き	納税地の所轄税務署長及びその廃止した事務所等の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長	
	移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長	
異動届出書 (法 20)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
	※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長	※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長	※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長	
消費税異動届出書 (消法 25)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
一般送配電事業の開廃等の届出 (電令 5②)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	

平成29年度当初予算の概要

I 総括

北陸新幹線や北海道新幹線の開通に加え、圏央道の県内全線開通に続いて成田空港とも結ばれ、本県の交通の要衝としての優位性は益々高まっており、人口流入も続いている。また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、本県をさらに活性化する好機が近付いている。

しかし、その一方で、戦後一貫して増加してきた本県人口も少子化の進展により間もなく減少することが予想される。全国で最も速いスピードで高齢化も進み、生産年齢人口の減少が加速する見通しである。

こうした本県を取り巻く環境の大きな変化に適応し、「希望と安心の埼玉」「活躍と成長の埼玉」「うるおいと誇りの埼玉」の明るい未来を実現することが必要である。

このため、平成29年度予算案では、「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現に資する各施策の取組を推進するとともに、限られた財源の中で選択と集中を図ることで、本県の中長期的課題に適応した「未来への投資」といえる事業に重点を置くこととした。

II 予算規模

1 一般会計

1兆8,644億2,700万円 (前年度比0.9%減)
(28年度 1兆8,805億2,600万円)

2 全会計合計(一般会計・特別会計・企業会計)

2兆7,371億3,899万9千円 (前年度比2.6%減)
(28年度 2兆8,092億9,483万円)

参考 一般会計予算規模の推移(当初対比) (単位:億円、%)

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29
予 算 額	16,764	16,899	16,777	16,757	17,299	18,290	18,805	18,644
伸 び 率	▲1.2	0.8	▲0.7	▲0.1	3.2	5.7	2.8	▲0.9

Ⅲ 主要施策の概要

平成29年度重点施策分野

平成29年度予算案においては、29年度が初年度となる5か年計画（案）に基づき、中長期的な課題へ積極的に挑戦する「11の挑戦」をはじめとする各施策を推進する。とりわけ本県の「人口構造の変化への挑戦」「強い埼玉県経済」「地域の安心・発展」のための各施策・事業を、市町村や民間企業、県民などの協力の下で本県の「未来への投資」として進めることとした。

「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現

～ 未来への投資 ～

人口構造の変化への挑戦

結婚・出産・子育ての希望実現

シニアの活躍推進

強い埼玉県経済

稼ぐ力の向上

儲かる農業の推進

地域の安心・発展

危機への備えの強化

オリンピック・パラリンピック
などを契機とした地域の活性化

5か年計画(案)に基づく各施策の推進

未来への希望を実現する

人財の活躍を支える

豊かな環境をつくる

生活の安心を高める

成長の活力をつくる

魅力と誇りを高める

V 平成29年度予算編成の概要

1 歳出の状況

主な歳出

(単位: 億円、%)

性質別	給与費	扶助費・公債費	投資的経費	補助費	県税交付金等
29年度	5,836	3,761	1,563	3,109	2,970
28年度	6,265	3,778	1,621	3,050	2,619
増減額	▲428	▲17	▲58	59	351
伸び率	▲6.8	▲0.5	▲3.6	1.9	13.4

(1) 給与費は対前年度▲428億円 (▲6.8%)

県費負担教職員の給与負担が法改正により県からさいたま市に移譲されることなどに伴い教育局給与費が対前年度▲453億円 (▲10.3%) となる一方で、警察官の増員などにより、給与費は対前年度▲428億円 (▲6.8%) となった。

(2) 扶助費・公債費は対前年度▲17億円 (▲0.5%)

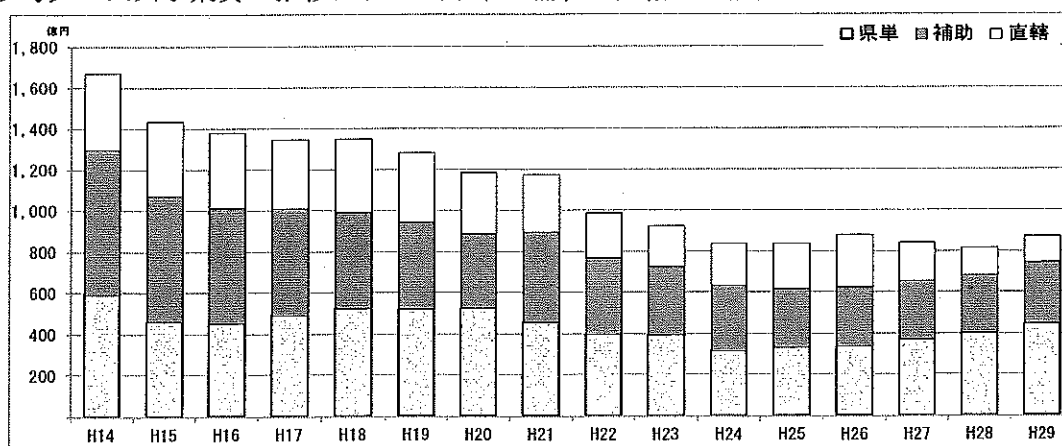
保育所等の運営費への負担金や障害福祉サービスへの負担金などの増加により扶助費が増加する一方で、県債の金利負担の低下などより公債費が減少したことから、扶助費・公債費は対前年度▲17億円 (▲0.5%) となった。

(3) 投資的経費は対前年度▲58億円 (▲3.6%)

平成28年度の大学附属病院等整備に係る用地取得費の皆減、埼玉会館の大規模改修事業の完了などの影響を受け、投資的経費は全体で対前年度▲58億円 (▲3.6%) となった。

その一方で、公共事業費は総額で58億円 (7.1%) の大幅増となっている。直轄事業負担金が対前年度▲5億円 (▲3.4%) の128億円と引き続き低水準で推移していることを踏まえ、県単独事業を対前年度44億円 (11.0%) の増、国庫補助事業も対前年度19億円 (6.6%) の増として全体事業費を底上げしている。

[参考] 公共事業費の推移グラフ (県単・補助・直轄の内訳)



(4) 補助費は対前年度59億円(1.9%)の増

後期高齢者医療対策費、市町村介護保険財政支援事業費などが引き続き増加していることにより、補助費全体では対前年度59億円(1.9%)の増となった。

[参考] 歳出性質別の推移(当初予算計上額)

(単位:億円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
義務的経費	10,123	10,157	9,916	9,754	9,756	9,792	9,723	9,805	10,040	10,043	9,597
給与費	6,711	6,704	6,801	6,755	6,573	6,467	6,307	6,281	6,284	6,265	5,836
扶助費	621	656	684	764	796	831	822	857	1,002	1,012	1,067
公債費	2,791	2,796	2,431	2,234	2,387	2,495	2,594	2,668	2,755	2,766	2,694
投資的経費	1,790	1,808	1,726	1,639	1,654	1,513	1,605	1,581	1,567	1,621	1,563
補助費	1,936	2,010	2,090	2,451	2,641	2,674	2,631	2,794	2,935	3,050	3,109
その他経費	3,259	3,207	3,227	2,920	2,848	2,797	2,798	3,118	3,747	4,092	4,375
歳出計	17,109	17,182	16,960	16,764	16,899	16,777	16,757	17,299	18,290	18,805	18,644

2 歳入の状況

主な歳入

(単位:億円、%)

	県 税	地方交付税	県 債	国庫支出金	3基金繰入
29年度	7,593	2,051	2,454	1,595	682
28年度	7,640	2,133	2,404	1,764	588
増減額	▲47	▲82	50	▲169	94
伸び率	▲0.6	▲3.8	2.1	▲9.6	16.0

(1) 県税収入は対前年度▲47億円(▲0.6%)

法人二税の先行きが不透明なことから減収見込みであることなどにより、県税全体では対前年度▲47億円(▲0.6%)の7,593億円を計上した。

なお、地方譲与税については、地方財政対策などを参考として、地方法人特別譲与税を対前年度▲12億円(▲1.3%)の939億円とするなど、全体では対前年度▲11億円(▲1.1%)の978億円を計上した。

[参考] 主な税目の状況(当初予算計上額)

(単位:億円、%)

	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	対前年度 増減差額	対前年度 増減率
① 個人県民税	3,132	3,154	▲22	▲0.7
均等割・所得割	2,968	2,897	71	2.4
配当割	105	148	▲43	▲29.0
株式等譲渡所得割	59	109	▲50	▲45.9
② 県民税利子割	28	18	10	57.2
法人二税				
③ 県民税	245	250	▲5	▲1.9
④ 事業税	1,250	1,323	▲72	▲5.5
計	1,496	1,573	▲77	▲4.9
⑤ 個人事業税	127	124	3	2.2
⑥ 地方消費税	1,120	1,126	▲6	▲0.5
⑦ 不動産取得税	190	174	16	9.1
⑧ 県たばこ税	78	80	▲2	▲2.3
⑨ ゴルフ場利用税	22	22	▲0	▲1.6
⑩ 自動車取得税	85	67	17	25.9
⑪ 軽油引取税	479	467	12	2.6
⑫ 自動車税	837	835	2	0.2
合 計	7,593	7,640	▲47	▲0.6

[参考] 県税の推移(当初予算計上額) (単位:億円、%)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
予算額	8,233	8,206	7,010	6,054	6,215	6,350	6,490	6,612	7,100	7,640	7,593
伸び率	29.9	▲0.3	▲14.6	▲13.6	2.7	2.2	2.2	1.9	7.4	7.6	▲0.6
うち法人税	24.8	▲5.2	▲41.3	▲33.0	23.4	0.3	7.7	3.4	10.8	15.2	▲4.9

[参考] 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障関連経費

(歳入)

引上げ分の地方消費税収 472億円

(社会保障財源化分の市町村交付金を除く)

(歳出)

充たされる社会保障関連経費(扶助費含む) 4,034億円

(上記の内訳)

(単位:億円)

区分	主な事業分野	H29予算額
医療	国民健康保険、後期高齢者医療	1,721 (1,474)
介護	介護保険給付	845 (692)
少子化対策	子育て支援、児童福祉	801 (668)
その他社会保障施策	障害者福祉、生活保護	667 (475)

※ ()内は一般財源

(2) 地方交付税は対前年度▲82億円(▲3.8%)

地方財政対策に基づき、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は対前年度▲16億円(▲0.5%)の3,393億円と見込んだ。

なお、地方財政対策を踏まえ、地方交付税は対前年度▲82億円(▲3.8%)の2,051億円となったため、臨時財政対策債は対前年度66億円(5.2%)増の1,342億円を計上し、4年ぶりに増加となった。

(3) 県債は対前年度50億円(2.1%)の増

県債は、緊急治水対策をはじめとする公共事業やラグビーワールドカップ2019の開催に向けた熊谷ラグビー場の改修など緊急性、必要性の高い事業の財源として活用する。また、県債発行額のうち、大きな割合を占めている臨時財政対策債が増加に転じている。これらの結果、県債は3年ぶりに増加に転じ対前年度50億円(2.1%)増の2,454億円となった。

なお、退職手当債については発行額を20億円減額することとしている。

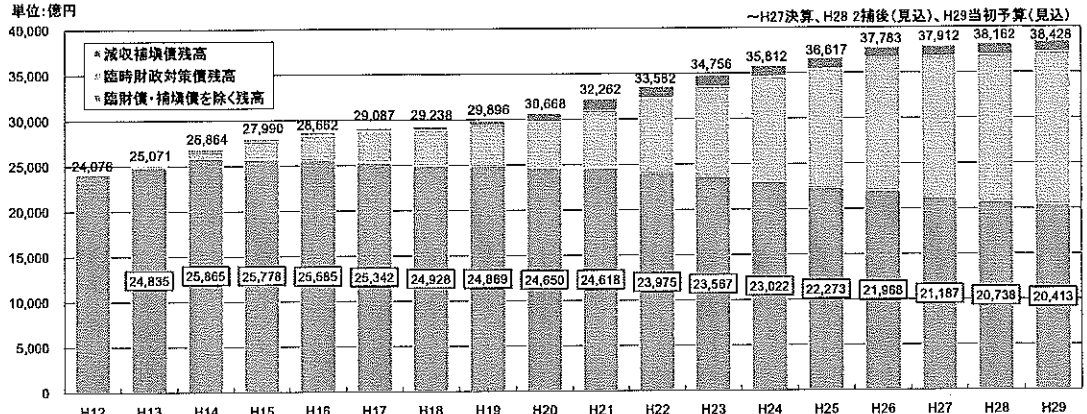
[参考] 県債の推移(当初予算計上額) (単位:億円、%)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
予算額	2,719	2,756	3,142	3,375	3,007	2,992	3,083	3,111	2,752	2,404	2,454
(うち臨財債)	548	667	1,348	2,150	1,883	1,939	2,021	1,992	1,700	1,276	1,342
(うち借換債)	949	894	511	0	0	0	0	0	0	0	0
伸び率	▲1.0	1.4	14.0	7.4	▲10.9	▲0.5	3.1	0.9	▲11.5	▲12.7	2.1

[参考] 年度末県債残高の推移

(単位：億円)

一般会計県債残高の推移



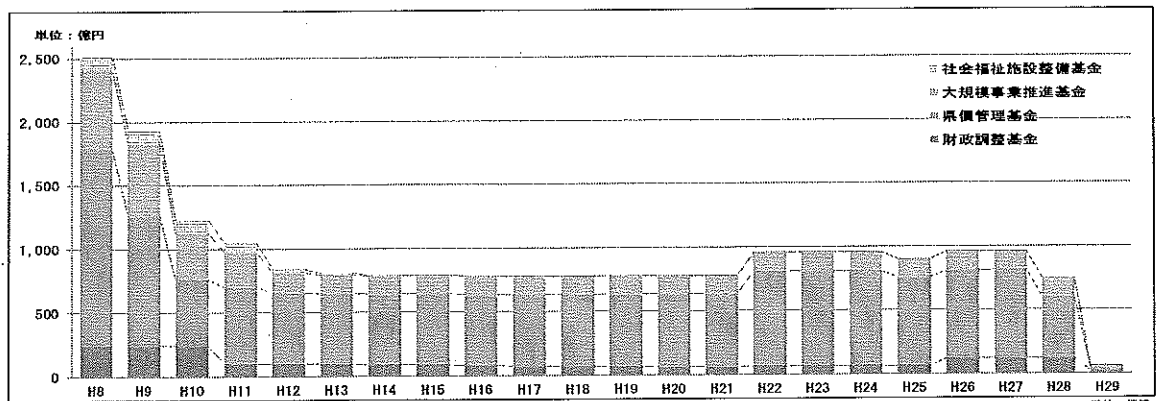
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県債残高	24,076	25,071	26,864	27,990	28,682	29,087	29,238	29,896	30,668	32,262	33,582	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,162	38,428
臨時財政対策債残高	0	236	691	1,904	2,769	3,438	4,003	4,519	5,113	6,327	8,334	9,982	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,853
臨時債を除く残高	24,076	24,835	26,172	26,086	25,892	25,650	25,235	25,377	25,555	25,935	25,248	24,793	24,241	23,446	23,002	22,341	21,952	21,575
減収補填債残高	0	0	308	308	308	308	308	508	905	1,317	1,273	1,226	1,220	1,173	1,124	1,163	1,213	1,163
臨時債・補填債を除く残高	24,076	24,835	25,865	25,778	25,585	25,342	24,928	24,869	24,650	24,618	23,975	23,567	23,022	22,273	21,908	21,187	20,738	20,413
対前年度増減	845	759	1,030	△86	△194	△242	△414	△59	△219	△32	△643	△408	△545	△749	△305	△781	△449	△326
(~H22)対H19増減・(~H25)対H22増減・(~H28)対H25増減・(~H29)対H28増減									△219	△251	△894	△408	△953	△1,702	△305	△1,085	△1,534	△326
県民1人当たり 県債残高(千円)	349	362	386	401	410	414	415	423	432	453	470	486	492	502	517	518	521	525

(4) 基金の活用

厳しい財源確保状況を反映して、財源調整のための基金は対前年度94億円と大幅増の682億円を取り崩すこととした。

財政調整基金	100億円	(28年度)	80億円
県債管理基金	452億円	("	428億円
大規模事業推進基金	130億円	("	80億円
合 計	682億円	("	588億円

[参考] 年度末財政調整4基金残高の推移グラフ



	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
財政調整基金	246	245	241	97	97	97	88	88	88	88	78	73	67	66	64	64	65	65	65	65	120	121	121	22
県債管理基金	1,535	1,014	620	604	556	553	554	555	556	559	564	567	569	569	569	745	744	743	689	689	692	478	28	
大規模事業推進基金	634	671	366	272	158	144	144	144	144	144	145	144	143	143	144	145	145	145	145	145	145	146	17	
社会福祉施設整備基金	101	98	99	73	30	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
計	2,516	1,928	1,226	1,046	841	836	788	789	791	778	771	775	776	778	778	955	955	955	901	901	900	747	66	
毎年度当初取崩計上額	1,371	1,162	737	645	300	400	400	392	291	356	330	360	428	645	642	524	742	527	582	588	582			

※26年度、28年度は見込分。社会福祉施設整備基金は29年度廃止予定。